



TOKYO ASSOCIATION OF ARCHITECTURAL FIRMS 平成18年10月24日 143

お知らせ 問合せは、本会・事務局までお願いします。電話03-5339-8288
東京都知事指定 / 第21回 建築士事務所の管理講習会
国土交通大臣の指定法人による / 第9回 建築士事務所の開設者研修会
建築士法第22条並びに同法施行規則第17条の36に定められている建築士の知識及び技能の維持向上のために、東京都知事の指定を受けて毎年実施している定期講習会です。
受講者には「受講証明書」を交付します。
東京都庁で、建築士事務所登録の更新手続き時には、受講証明書の写しを添付書類として提出して下さい。
管理講習会、開設者研修会を同日に開催します。
特に平成19年中に登録更新を迎える建築士事務所の管理建築士をはじめ、管理的立場にある方は、この機会にぜひ受講されますようお勧めします。
日時 11月17日(金)10:30~16:30(予定) 会場 JAビル(9階)ホール(定員 450名)
受講料 会員 後援団体会員 13,000円 一般 16,000円 (テキスト代 消費税込)
詳しい案内は、ホームページをご覧ください。

お知らせ
第10回TEPCO快適住宅コンテスト「作品部門」の募集 〆切11月30日まで
テーマ「人にも環境にも優しい快適住宅」
審査委員 小玉祐一郎氏(神戸芸術工科大学教授)、坂本雄三氏(東京大学大学院教授)他
応募資格 (A) 2001年1月1日~2006年10月31日までに竣工した住宅。
(B) エネルギーの有効活用(例えば夜間の電力を積極的に利用したもの)や省エネルギーに寄与する住宅。
(C) 安全、健康に配慮し、居住快適性をもたらす機能・デザインをもつもの。
(D) 環境(地域環境・地球環境・居住環境)にやさしい住宅の応募を歓迎。
(E) 集合住宅の応募も歓迎。

登録・問合せ先 「TEPCO快適住宅コンテスト」事務局 (FAX03-3818-6742)
実務者のための「既存鉄骨造体育館等の耐震改修の手引きと事例」講習会
主催：(財)日本建築防災協会
日時 11月20日(月)10:00~17:00
会場 科学技術館 サイエンスホール 定員 300名
詳しい案内は、日本建築防災協会ホームページをご覧ください。

日経住まいのリフォーム博2006(第2回)
日時 12月14日(木)~17日(日)10:00~17:00(最終日は16:00迄)
会場 東京ビッグサイト 西1・2ホール 入場無料
本会からは建築相談員を派遣し、協力します。
問い合わせ先 日経住まいのリフォーム博2006事務局
FAX: 03-5255-2860 E-mail: info@reformhaku.jp

台東区景観ふれあいまつり景観シンポジウム「したまち台東の景観とにぎわいづくり」
日時: 12月13日(水)18:00~20:00
会場: 台東区生涯学習センター・ミレニアムホール 参加費: 無料 定員: 300名
プログラム
基調講演「変わる景観、守る町並み - したまち台東を考える」
講師: 片山 和俊氏(東京藝術大学建築科/教授・建築家)
パネルディスカッション「したまち台東の未来 - 景観とにぎわいづくり」
申込方法: 住所・氏名・電話番号を明記し、FAX、E-mailのいずれかで下記へお申し込みください。
申込み先: 台東区まちづくり推進課 FAX: 03-5246-1369
E-mail: machi@city.taito.tokyo.jp
詳しくはコア東京11月号で掲載します。

行政ニュース

建築士法など一括改正案/きょう閣議決定
政府は24日、耐震強度偽装事件の再発防止に向け、建築士法、建築基準法、建設業法の一括改正案となる「建築士法等の一部を改正する法律案」を閣議決定する。一括改正法案は、公布から2年以内に段階的に施行する。建築士法の建築士に対する定期講習を実施する機関の登録制度については、1年6カ月以内に施行する予定。

「構造設計一級建築士」「設備設計一級建築士」
高度な専門能力をもつ建築士による構造計算、設備設計の適正化を図るための新資格として創設する「構造設計一級建築士」「設備設計一級建築士」の認定については、講習の受講や認定手続きなどを経なければならないため、公布から2年6カ月以内の施行を予定している。建築士法の改正では、一級建築士の中から構造、設備設計の分野で高度な専門能力を持つ一級建築士を、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士として新たに認定する制度を創設し、一定規模以上の建築物は両一級建築士による法適合性のチェックを義務付け、チェックされていない場合は建築確認申請の受理を禁止する。

改正案では、構造設計一級建築士が法適合性チェックする建築物の規模はRC造で高さ20m超など、設備設計一級建築士は、3階建て以上で床面積が5000㎡超としている。

新設する一級建築士の要件としては、5年以上構造、設備設計業務に従事し、国土交通省大臣の登録を受けた講習機関の講習課程を修了していることなどを設定。建築士の資質、能力の向上に向けては、3-5年ごとの定期講習を義務付けたほか、学歴要件や実務経験要件の適正化を図った上で建築士試験の受験資格を見直している。

建築基準法の改正では、新設する構造、設備の一級建築士による法適合性チェックが実施されていない場合、建築主事が建築確認申請書を受理することを禁止する。
10月24日付 日刊建設通信新聞

詳しくは、本会ホームページ「ニュース・コーナー」をご覧ください。

平成18年度宿泊施設バリアフリー化助成金(追加募集)
この助成金は、都内宿泊施設のバリアフリー化への取り組みを支援することにより、高齢者や障害をお持ちの方などが、宿泊施設を安全かつ円滑に利用できるよう、受入体制の整備を促進することを目的としています。

内容 都内宿泊施設(ホテル・旅館等)がバリアフリー化のための施設整備(改修等)を行う場合に、費用の一部を助成します。
助成金額 助成対象経費の1/2以内で500万円を限度とします。
申請受付 平成18年11月30日(木)まで
なお、予定の助成総額に達した場合は、11月30日以前であっても、申請の受付を終了することがありますので、予めご了承ください。

<申請受付窓口・お問い合わせ先>
東京都 産業労働局 観光部 振興課 地域振興係
電話 03-5320-4768(直通)
詳しい案内は、ホームページをご覧ください。 <http://www.kanko.metro.tokyo.jp/>

委員会情報

会員法律相談のお知らせ/会員委員会
11月の会員法律相談は、11月8日(水)10:00から行います。
お申し込みは事務局までご連絡ください。

事務局からお知らせ

新春交礼会 1月16日(火) 18:00~20:00(受付:17:30)京王プラザホテル